

# 定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人消費者ネットおかやまという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、消費者の権利に関して、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家との連携・連絡・助言・相互援助等を図りつつ、消費者の被害の未然もしくは拡大の防止、及び被害救済のための活動を行なうことによって、消費者全体の利益擁護を図り、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ①消費者の保護を図る活動
- ②前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①各種消費者問題の調査・研究、救済・支援事業
- ②各種消費者問題に関する制度改善等の提言事業
- ③各種消費者問題に関する啓発事業
- ④各種消費者問題に関する広報・出版・情報提供事業
- ⑤他の消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業
- ⑥事業者・事業者団体の不当な事業活動に対する差止請求その他の是正を図る事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の三種類とし、団体正会員及び個人正会員（以下、あわせて「正会員」という。）をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 団体正会員

この法人の目的に賛同しこの法人の活動に積極的に関与して推進するために入会した団体

(2) 個人正会員

この法人の目的に賛同しこの法人の活動に積極的に関与して推進するために入会した個人

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業に賛助するために入会した個人又は団体。

2 前項にかかわらず、必要により理事会において社員以外の会員の種別並びにその年会費その他の事項を定めることができる。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申し込みがあったときは、その者が第6条に掲げる条件に適合することを確認した上、理事会の同意を経て、入会の承認をするものとする。

3 前項の入会承認においては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を2年以上納入せず、理事会において退会を決議したとき。
- (3) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款もしくは会規に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種別、定数及び選任要件)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上15名以下
- (2) 監事 1名以上3名以下

2 理事のうち1人を理事長、副理事長2名、1人を事務局長とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事長、副理事長、事務局長は、理事会の互選により決める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 理事のうちには、同一の団体の関係者(役員・使用人もしくは株式会社にあつては持株数上位10名以内の株主)が理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

7 理事のうちには、同一の産業界(日本標準産業分類の中分類を基準とする)に属する者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えて含まれることになってはならない。

8 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4 事務局長は、理事長を補佐し、日常業務を掌理する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総会の終了のときまでとする。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員選任又は解任、職務及び報酬

(6) 年会費の額

(7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第42条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回、前事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め開催の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上の者から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第13条第6項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総

会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員（団体正会員の場合はその代表者）の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、出席した正会員の表決権数が正会員の表決権総数の4分の1以上でなければ開会することができない。

(議決及び表決権数等)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 正会員の表決権は、平等なるものとする。

3 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の有する表決権数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

4 総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その決議に加わることができない。議決の内容が、特定の事業者もしくは事業者団体（以下「事業者等」という。）の不当な事業活動に対する是正を図る行為その他一定の行動を決議するものである場合は、当該事業者等の関係者（役員・使用人もしくは株式会社にあつては持株数上位10名以内の株主）並びに当該事業者等から業務を受託もしくは受任をしている者は、この特別利害関係人に当たるものとする。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面を持って表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条、次条第1項第3号及び第49条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 審議の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印又は記名捺印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業者等の不当な事業活動に対する是正を図る行為をすること。

- (5) 委員会その他の組織構成及び委員の任命に関する事項
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の5分の1以上の者から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 第13条第6項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくはファックス又は電子メールによって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。理事長が出席できないときは、理事長の指名する理事とし、指名する者がいないときは出席理事において互選した者がこれに当たる。

(議決及び表決権等)

第33条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会の議決については、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 理事会の審議及び議決について、特別の利害関係を有する理事は、その審議及び議決に加わることができない。審議及び議決の内容が、特定の事業者等の不当な事業活動に対する是正を図る行為その他一定の行動を決議するものである場合は、当該事業者等の役員及び使用者並びに当該事業者等から業務を受託、もしくは受任をしている者は、この特別利害関係人に当たるものとする。
- 4 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面もしくはファックス又は電子メールをもって表決をすることができる。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人1名が、議長とともに署名押印しなければならない。

## 第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産

- (2) 年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) 消費者契約法第 28 条第 5 項に定められた積立金
- (7) その他の収益

(資産の管理)

第 36 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の経理においては、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分しなければならない。

(1) 差止請求関係業務

(2) 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務(前号に掲げる業務を除く。)

(3) 前 2 号に掲げる業務以外の業務

3 第 35 条第 6 号に定める積立金は、差止請求関係業務に要する費用に充てる。

(経費の支弁)

第 37 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 38 条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第 39 条 前条に規定する活動予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事長がこれを決し、理事会の承認を経なければならない。

(暫定予算)

第 40 条 第 38 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 41 条 理事長は、毎事業年度終了後、速やかに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(臨機の措置)

第 42 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 事務局

(設置)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局長の下に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長、事務局次長その他の職員を置くことができる。

3 事務局の職員は理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 45 条 主たる事務所には、法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第46条 この定款の変更は、総会において出席した正会員に有する表決権数の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

### (解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員の表決権総数の3分の2以上の承諾を経なければならない。

### (残余財産の処分)

第48条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した他の特定非営利活動法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人に寄付するものとする。

### (消費者契約法第28条第5項により積立てられた積立金に残余がある場合の処分)

第49条 この法人が差止請求業務を廃止する場合、差止請求業務に関する適格団体の認定を取消された場合、または失効する場合に、消費者契約法第28条第5項により積立てられた積立金に残余がある場合、その残余に相当する金額を消費者契約法第35条の規定により、差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合はその団体に、差止請求権を承継した団体がない場合は他の適格消費者団体に、当該適格消費者団体がない場合は消費者契約法第13条第3項第2号に掲げられている要件に適合する団体であって内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させるものとする。

2 前項の帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決定する。

### (合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の表決権総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人のホームページにより行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合、及び法律によって特に定められている場合は、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。
  - (1) 団体正会員 年会費1口 10,000円
  - (2) 個人正会員 年会費1口 3,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、2009年3月31日までとする。
  - (1) 理事長 河田 英正
  - (2) 副理事長 兒島 隆朗
  - (3) 副理事長 水野三重子
  - (4) 理事 赤澤佳世子
  - (5) 理事 赤澤 輝彦
  - (6) 理事 大賀 宗夫
  - (7) 理事 河端 武史
  - (8) 理事 近藤 清志
  - (9) 理事 近藤 幸夫
  - (10) 理事 上甲 啓一
  - (11) 理事 田中 俊正
  - (12) 理事 戸川 和正
  - (13) 理事 藤原 忍
  - (14) 理事・事務局長 安場 靖
  - (15) 理事 吉岡 伸一
  - (16) 監事 小田 敬美
  - (17) 監事 西田 和久
  - (18) 監事 前場 早苗
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から2009年3月31日までとする。

附則

2014年6月7日の第7回通常総会で一部変更を議決したこの定款は、岡山市長の認証の日より施行する。

附則

2011年5月10日理事会で議決した内容を明記する。

団体賛助会員 年会費 1口 10,000円

個人賛助会員 年会費 1口 1,000円